

速報重要判例解説

【No.2005-005】

株主総会決議を経ない役員報酬の支払と事後的な株主総会承認決議の効果

【文献番号】	28100443
【文献種別】	判決 / 最高裁判所第三小法廷（上告審）
【判決年月日】	平成17年 2月15日
【事件番号】	平成15年（受）第995号
【事件名】	損害賠償請求事件
【裁判結果】	破棄自判
【裁判官】	濱田邦夫 上田豊三 藤田宙靖
【参照法令】	商法269条・279条、民法1条2項

〈本件判決についての解説〉

1. 事実の概要

A会社は、平成7年9月14日に設立された、食料品の販売および飲食店の経営等を業とする株式会社であり、設立時から現在に至るまで、その発行済株式総数は100株、資本金は1000万円である。X（原告・控訴人・被上告人）は、A会社の設立時から現在に至るまで、A会社の株式13株を有している。Y1～Y4（被告・被控訴人・上告人）は、A会社の設立時から現在に至るまで、A会社の取締役の地位にある。Y5（被告・被控訴人・上告人）は、A会社の設立時から平成10年3月23日までは、A会社の監査役の地位にあり、同日から現在に至るまで、A会社の取締役の地位にある。また、Bは、平成10年3月23日から現在に至るまで、A会社の監査役の地位にある。

A会社の定款上、取締役の報酬および監査役の報酬（以下、これらを併せて「役員報酬」ともいう。）は、それぞれ株主総会の決議をもって定めることとされている。A会社は、設立時から平成12年6月までの間、Y1、Y2、Y3およびBに対し、取締役会の決議にもとづき、取締役報酬または監査役報酬名下に、合計5850万円（以下「本件役員報酬」という。）を支払った。本件は、Xが、本件役員報酬がA会社の定款および商法269条（平成14年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）279条1項に違反して株主総会の決議にもとづかずに支払われたものであり、YらはA会社の取締役または監査役としてA会社が被った本件役員報酬相当額の損害をA会社に賠償すべき義務を負っていると主張して、Yらに対し、連帯してA会社へ上記損害の賠償をしよう求める株主代表訴訟である。

A会社においては、本件訴訟提起後の平成13年9月23日に株主総会が開催され、株主10名全員が出席し、7名（持株数合計74株）の賛成、3名（持株数合計26株）の反対により、A会社の設立時にさかのぼって効力が生ずる条件付決議として、取締役の報酬総額を年額3000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含めない）として、その配分方法は取締役会に一任し、監査役の報酬総額を年額500万円以内とする旨の決議（以下「本件決議」という。）がされた。第1審はXの請求を棄却したが、原審は、次のとおり判断して、Xの請求を全部認容すべきものとしたため、Yらが上告した。

（1）株主総会において、役員報酬を過去にさかのぼって支給することを決議することも禁止されるものではなく、本件決議が商法269条、279条1項に違反するということとはできず、無効ということもできない。また、本件決議に対するYらの株主権の行使が信義則に反し、権利の濫用であるということもできない。

（2）本件決議は、本件役員報酬に係る取締役会の報酬支払決定に根拠を与え、本件訴訟における有効な攻撃防御方法となることを意図して、本件訴訟をYらの勝訴に導くためにされたものであって、訴訟上の信義に著しく反するから、Yらが本件決議の存在を主張することは許されない。

（3）Y1～Y4は、A会社の設立以来、取締役として、株主総会の決議に基づかずに、各年度の役員報酬の金額及び支払を取締役会において決定した点において、法令に違反する行為をしたものである。また、Y5も、平成10年3月までは、監査役として、株主総会の決議に基づかないで役員報酬が支払われたにもかかわらず、決算報告が適法かつ正確であるとの監査結果を

A会社に報告した点において、その任務を怠り、取締役役に就任後は、Y1～Y4と共に役員報酬の支払を決定した点において、法令に違反する行為をしたものというべきである。そして、本件決議は、取締役の責任を免除する決議ではないから、本件決議がされたことによっても、Yらが上記の法令違反行為をしたことによってA会社が本件役員報酬相当額の損害を被っていることは明らかである。

2. 判決の要旨

原審の上記(1)の判断は是認することができるが、同(2)及び(3)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

商法269条、279条1項が、株式会社の取締役及び監査役の報酬について、定款にその額の定めがないときは、株主総会の決議によって定めると規定している趣旨目的は、取締役の報酬にあつては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、監査役の報酬にあつては、監査役の独立性を保持し、さらには、双方を通じて、役員報酬の額の決定を株主の自主的な判断にゆだねるところにあると解される。そして、株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられるものということができるから、当該決議の内容等に照らして上記規定の趣旨目的を没却するような特段の事情があると認められない限り、当該役員報酬の支払は株主総会の決議に基づく適法有効なものになるというべきである。そして、上記特段の事情の存在することがうかがえない本件においては、本件決議がされたことにより、本件役員報酬の支払は適法有効なものになったというべきである。

このように、A会社の株主総会において、本件決議により既に支払済みの本件役員報酬の支払を適法有効なものとするのが許される以上、本件決議に本件訴訟をYらの勝訴に導く意図が認められるとしても、それだけではYらにおいて本件決議の存在を主張することが訴訟上の信義に反すると解することはできず、他にYらが本件決議の存在を主張することが訴訟上の信義に反すると認められるような事情はうかがわれない。また、本件役員報酬の支払は、本件決議がされたことによって適法なものとなるのであるから、取締役の責任を免除する株主総会の決議の対象とはならないし、A会社が本件役員報酬相当額の損害を被っていることにもならない。

3. 本件判決についてのコメント

(1) 役員報酬の規制は、近年の会社法上、最も論議の多いテーマの一つである。伝統的には、役員とりわけ取締役の報酬決定がそもそもいかなる性質の問題なのかをめぐって、会社の経営機関に関する適正なコスト支出の判断として本来は経営問題、いいかえれば業務執行事項に属するところ、取締役会がそれを自分たちで決めるのではいわゆるお手盛りの危険が生じ、株主の利益を害しかねないとして、法律上とくに株主総会への権限委譲を定めたものとする、商法269条の通説的理解がある(北沢正啓・会社法[第六版]374頁、竹内昭夫=弥永真生・株式会社法講義605頁、前田庸・会社法入門[第10版]390頁、江頭憲司郎・株式会社・有限会社法[第4版]387頁など)。これに対し、取締役にどれだけの報酬を支払うべきかの判断は、取締役候補者の能力・識見への評価と密接に関連する事柄でもあり、この面から考えればむしろ取締役の選任機関たる株主総会が取締役報酬を決めるのは性質上当然の帰結であると考えられる立場(上柳克郎他・新版注釈会社法(6)386頁(浜田道代)、宮島司・会社法概説[第三版補正二版]278頁など)にも一理はある。後者の立場からは、併せて、株主による経営監督効果の確保、ひいては少数株主も参加した総会に取締役の報酬額を決議させることで多数派株主からその信任する取締役会への報酬額決定の一任を認めないといったコーポレート・ガバナンス上の意義も指摘される(永井和之・会社法[第3版]216-217頁)。大会社とみなし大会社に限った特例として認められる委員会等設置会社の場合に、商法269条の適用が排除され(商特21条の36第4項)取締役会による監督機能の強化という見地から、その下部機関たる報酬委員会により取締役・執行役の個人別報酬額が決定される(商特21条の8第3項・21条の11)というしくみも、単なる株主の利益確保というよりガバナンス形態としての機能性に重きをおくものであることは一目瞭然である。

他方、監査役の報酬に関しては、問題の様相が異なり、業務執行事項の一環として取締役会ないし代表取締役が監査役の報酬を決めたのでは、監査する者の報酬を監査される側が左右することになって、監査役の独立性が害され、中立的な監査を期待できないとの見地から、株主総会決議による監査役報酬の決定というしくみ(商法279条)が説明される。具体的には、このような立法趣旨に応じて、総会決議で監査役報酬を決める際は取締役報酬とは別枠で決めることを要

し、また複数の監査役がいるときに総会がそれらの報酬総額を決めた場合は、その総額内での個人別配分は監査役の協議で定める（同条2項）等、取締役サイドからの影響力排除という狙いが顕著である。

以上のような役員報酬の法的性質やその決定方法に関する伝統的論議とは別に、近年では、バブル経済崩壊後の「失われた10年」を象徴するかのごとく、取締役の任期中における役職の変更等に伴う報酬の減額や不支給の事案が裁判例に頻々と登場し（東京地判平成2・4・20判時1350号138頁、最二判平成4・12・18民集46巻9号3006頁、名古屋地判平成9・11・21判タ980号257頁その他）、すでに具体的な契約内容となっている報酬額を契約当事者たる取締役自身の同意なしに変更しうるものかどうか、あるいは当人の同意を認定すべき状況が考えられるか、等をめぐって学説上も盛んに議論が交わされつつある（弥永真生「取締役の報酬の減額・不支給に関する一考察」筑波法政16号51頁、青竹正一「取締役退職慰労金の不支給・低額決定に対する救済措置（上）（下）」判評412号164頁・413号174頁など参照）。また、こうしたお手盛りの弊とは正反対のネガティブな方向における問題としては、とりわけ小規模・閉鎖的な株式会社の事例で、定款または株主総会決議による役員報酬（退職慰労金）の定めを欠くときに、役員は職務執行の対価として生ずべき報酬（退職慰労金）をまったく請求できないものか、が争点となる事例の多いことも最近の傾向である（最二判平成15・2・21金判1180号29頁、東京高判平成15・2・24金判1167号33頁その他）。定款や総会決議による報酬決定手続を欠けば役員の報酬請求権はなく（大阪地判昭和32・11・16下民集8巻11号2139頁、最二判平成15・2・21前掲）、仮に報酬を支払ってしまえば不当利得返還の問題を生ずる（神戸地姫路支判昭和38・10・18訟務月報10巻2号377頁）との原則論に対し、株主全員の同意がある場合や株主の事実上の了解を得て退職金の支給慣行が形成されている場合などは、例外的に役員からの支払請求を認めるべきと判断された事例もある（東京高判平成15・2・24前掲）。本件は、このような役員報酬決定手続の欠缺事例において、本来なら支払うべきでない取締役・監査役報酬を支払ってしまった後で、株主総会決議によりその支払を適法（有効）にしうるか、が争われた事案である。直接の争点は、違法な報酬支払をなした取締役らの会社に対する損害賠償責任の成否であり、総会決議による事後的承認を肯定すると、結果的に、取締役の法令違反による責任を株主総会の多数決で免除できることになって、取締役責任の免除には株主全員の同意を要する旨の法文（商法266条5項）と矛盾するのではないかと考えられる。このような事後的承認決議の効力については、先例も乏しく、学説上の議論もほとんどない状況のもとで、本判決はあたかも唐突に最高裁の判断を示したかのような印象があり、今後、大いに議論を呼ぶものと推察される。

（2）役員報酬額の決定手続として定款または株主総会決議で決める方式を定めた商法269条および279条のもとで、実務上は、定款規定をもって報酬額を決めるとその変更定款変更の特別決議（商法343条）を要し、これでは手続的に硬直的すぎるため、総会決議による報酬額の決定を選ぶ場合が大半のようである。そして、総会決議にもとづかない役員報酬の支払につき、事後的な総会決議による承認の効力を扱った裁判例としては、まず監査役報酬の違法な「支給がされた後に、株主総会においてその支出を示した決算書類が承認されたから」といって、これにより前記違法性が治癒されることはない」と判示した例が1件ある（那覇地判平成13・2・27金判1126号31頁）。他方、総会決議を欠く違法な取締役報酬の支払については、永年の総会不開催状態を脱して「商法で定められたとおりの方法で後任の取締役が選任され、そのもとで適法な株主総会において本件各支出が決議承認（追認）されたものであり、過去に株主総会決議が存在しないとしても、その後の株主総会において、役員報酬の支出の承認をして完全な適法化を図ることは法的に可能というべきである」と判示し、「このように解してもお手盛りの弊害は防止することができるからである」との根拠を掲げた例がある（名古屋高判平成14・11・29LEX/DB文献番号28081592）。ただし、後者の裁判例は、取締役のみならず監査役の報酬支給をも対象とする事案であるところ、取締役報酬にしか妥当しないお手盛りの弊害防止という観点から役員報酬一般の事後承認を肯定したもので、不当な一般化のそしりを免れないというべきである。この点はさておき、いずれにせよ違法な役員報酬の支出に関する株主総会の事後承認をどう解するかについて下級審の判断が分かれている状況下で、本判決により統一的な判例理論が打ち出されたことの意義は大きい。

本件は、総会決議を経ないまま取締役と監査役の報酬が違法に支払われた事例である。そのため本判決は取締役報酬と監査役報酬の双方を見据えつつ、まず役員報酬規制の制度趣旨に関して、「取締役の報酬にあっては、取締役ないし取締役会によるいわゆるお手盛りの弊害を防止し、監査役の報酬にあっては、監査役の独立性を保持し、さらに、双方を通じて、役員報酬の額の決定

を株主の自主的な判断にゆだねるところにある」との理解を出発点とする。ここでは、役員報酬規制に関する伝統的な通説に依拠しつつ、取締役報酬と監査役報酬とを統合する視点として「株主の自主的な判断にゆだねる」との趣旨を前面に出した点が目につく。そのうえで、「株主総会の決議を経ずに役員報酬が支払われた場合であっても、これについて後に株主総会の決議を経ることにより、事後的にせよ上記の規定の趣旨目的は達せられる」と述べ、事後的な総会決議でも株主の自主的な判断に相当するとの評価を示しながら、事後承認による適法化（上記那覇地判平成13・2・27の表現によれば違法性の治癒）という結論を導く。このように報酬支払それ自体を適法とすることで、取締役の違法行為に関する対会社責任の免除問題とは一線を画し、商法266条5項との抵触を回避する論理構成は巧妙である。また補足的に、本件提訴後の株主総会決議による事後承認というタイミングの問題性についても、それだけでは訴訟上の信義則違反にはあたらない旨言及し、簡潔ながら目配りの効いた判決という印象を受ける。以上のような本判決の立論を法律構成の枠組みに当てはめるとすれば、役員任用契約の一内容をなす報酬額の決定に関して会社側の契約締結当事者たる代表取締役への授権とみるべき株主総会決議が欠けると無権代表の問題となり、そこに当該授権機関たる総会の決議による遡及的追認（民法116条の類推）の余地が生まれると解することになるか。

（3）本判決の考え方を支えているのは、上記のように、株主総会の事後承認決議によっても役員報酬の決定をめぐる株主の自主的判断は保障される、という認識である。しかし、この点に関しては、果たして違法な報酬支出後における総会の事後承認を株主の自主的判断とみるべきものかどうか、疑いの余地があるのみならず、株主の自主的判断という見地だけで事を論じてよいものかという、より根本的な問題もありそうである。本来、役員報酬額の判断はそれが株主総会に上程される都度、その折々の会社経営状況や業績動向の推移に照らした対象役員的能力判定とも関連して、具体的・実質的に決せられるべき事柄のはずである。本件のように、そうした報酬額判断を経ないまま違法な報酬支出の既成事実を重ねたあげく、提訴を受けてから一括して過去の支出を承認するというのは余りにも形骸的にすぎ、もはや株主の自主的判断というに値しないのではないか。また、本判決コメントの冒頭に整理したように、役員報酬の決定問題が会社財産の実質的所有者たる総株主の財産的利害の面からのみ把握されてよいものかどうか、むしろコーポレート・ガバナンス論の見地も併せ考慮すべきではないか、との立場からこの問題を眺めるとすれば、たとえ総会の事後承認を株主の自主的判断と評価するにせよ、それによって企業統治上のひずみを残すことにならないかがさらに問われなければならない。報酬面から役員職務遂行をコントロールすることの重要性を考慮した場合、そのコントロール効果を損なうような解釈は疑問視されるべきではないか。役員報酬額が営業報告書と附属明細書に記載され（商施規103条1項10号・107条1項11号）株主のほか広く会社債権者に開示されるのも（商法282条）この問題がひとり株主利害のみでは捉えきれない社会的影響事項の側面を有するためというべきである。その意味で、役員報酬額を決定ないし改定する度ごとの総会決議による判断という構造は厳守されるべきであり、事後的な一括承認をもってそれに代えることは許されないと考えられる。まして本件のように、取締役会決議のみにもとづく監査役報酬の支払が続いた後に株主総会がまとめてそれらの支払を承認できるとなると、その間の各年度における監査役取締役に対する独立性はほとんど失われたも同然である。このような結末をもたらす専断的な報酬支払は企業統治論の見地からすれば相当に問題があり、その決定を下す取締役会決議に賛成した取締役らが法令違反に加担したのは動かしがたい事実である。上記のように、事後的な総会決議ではそのような違法性を治癒できないと考えれば、それらの取締役が法的責任を追及されるのはむしろ当然である。そのような責任追及の一環として、損害賠償請求のほか取締役の解任も考慮されるが、解任事由との関連上、何年にも亘る総会不開催の事実はそれだけで重大な法令違反と解されるところ（上柳他・前掲書74頁（今井潔）参照）そうした状況下で総会決議不存在のまま役員報酬を支給し続ければ、なおさら法令違反の度合いは増す一方である。そして取締役に職務遂行上の重大な法令違反があれば、もはや資本多数決で取締役の解任議案を否決しても解任を阻止できず、裁判所に対する解任請求の余地が残ること（商法257条3項）に留意すべきである。このように多数派株主の意向だけで責任原因を無視することは許さないとする考え方が、同じ責任原因にもとづき会社への損害賠償を求める場面でも、株主代表訴訟提起権の単独株主権構成となって現れ（商法267条1項）その裏返し表現として、取締役の対会社責任の免除には株主全員の同意を要するとの定め（商法266条5項）につながったと理解することができる。ただ取締役解任請求と損害賠償請求とでは、前者のほうが対象取締役をその地位に留めおくべきとする株主総会の自治的判断を直接に否定する意味を有し、その分だけ総会自治への介入が深刻なため、単なる法令違反から重大な法令違反への絞り込みがなされたという、要件論上の差異がある

にすぎない。根本的にみて、法令違反の職務執行による法的責任の問題を資本多数決で収束させるべきではないとする、共通の思考をここに読みとることは容易である。本判決が役員報酬の支払に関する株主総会の事後承認決議を報酬支払自体の適法化・有効化の要件事実と位置づけ、責任免除の決定要件から切り離したのは巧みな構成であるが、事柄の本質を法令違反の職務執行に対するサンクションの問題とみれば、これを実質的に資本多数決で排除できるとするような解釈論にはやはり疑問が残る。

なお、法律構成という面から考察すれば、(2)の最後に記したとおり、報酬支払に関する代表取締役の専断的行為を無権代表とみて遡及的追認の可能性を導くことも論理的には可能であろうが、それには事前の報酬決定と事後の支払承認とを同視できるという前提が整わなければならない。無権代理の追認における遡及効はもっぱら代理関係上の本人の利害に配慮すれば足りる場面で、本人の承認がある限りはそれが事前でも事後でも同じ効果を認めて差し支えないとの実質的考量に支えられているはずである。これに対して、株主総会の承認決議には株主の利益保障という面のみならず、報酬決定がなされる折々のタイムリーな判断に支えられた企業統治上の効果まで期待されると解されるため、必要な決議を経ない数年間の報酬支払を事後的に一括承認するという措置に報酬決定の各年度における承認決議と同じ効果を認めるのは困難である。そうすると、たとえ総会の事後承認があっても、取締役の損害賠償責任には影響がなく、過年度の支払報酬額が相当であれ不当であれ(上柳他・前掲書386頁(浜田道代)参照)取締役会限りで決定した役員報酬の支払につき、支払を実行した代表取締役と決議賛成取締役ならびに監査の職責を果たさなかった監査役は支払報酬額相当の賠償責任を負うというべきである。

(平成17年6月3日)

著者：東北学院大学法科大学院教授 菊地雄介